

平成26年4月11日（金）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

## 第164回林政審議会議事録

林 野 庁

午後1時10分 開会

○漆原林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から林政審議会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員20名中、現在16名の委員にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、4月1日付で林野庁の人事異動がございましたので、新任者をご紹介させていただきます。

本日は欠席をしておりますが牧元林政部長、それから赤堀森林利用課長、湧上経営企画課長、小山業務課長、以上でございます。

それでは岡田会長、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 それでは、年度がかわってまだ間もない時期で、皆さん大変お忙しいと思いますが、本日はありがとうございます。

始めに、沼田林野庁長官からご挨拶をいただきたいと思います。

○沼田林野庁長官 沼田でございます。

委員の先生方におかれましては、ご多用中の中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、「森林・林業白書」につきましてご審議いただくとともに、「平成26年度森林及び林業施策」について諮問をさせていただくということになっております。平成26年度の森林・林業施策でございますけれども、昨年12月でございますが、官邸本部の「農林水産業・地域の活力創造本部」において取りまとめられました「農林水産業・地域の活力創造プラン」がございます。このプランに沿いまして新たな木材需要の創出、そして国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、こういったことによりまして林業の成長産業化を実現するというようにしております。また、森林の整備・保全、こういったものを通じまして、森林吸収源対策の推進、そして森林の多面的機能の維持・向上を図るということにしているところでございます。

また、本日は、社会資本の投資計画でございますけれども、「森林整備保全事業計画」をご審議いただくということにさせていただいているところでございます。

いずれも今後の森林・林業施策にとりまして大変重要なものでございますので、ぜひまた委員の先生方におかれましては、忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたいと思っている

ところでございます。

そして、大変恐縮でございますが、今日机の上に「ウッジョブ！」という映画のパンフレットを配付させていただいております。これは5月10日に公開されます。

ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、緑の雇用事業を題材にしたということもございまして、私どもとしては、ぜひ国民の皆様方が森林・林業や木材利用、こういったものに関心を高めていただければ大変ありがたいというふうに思っております、こういった色々なイベントといたしますか、雰囲気も私どもとしては受けとめさせていただきながら、さらに森林・林業の成長産業化というものに向かって進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

結びになりますけれども、委員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと存じます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず最初に、議事の2番目、これはただいま長官からもありましたように、諮問・答申案件でございますので、最初に大臣からの諮問を受けたいと存じます。

今日は長官に代読をいただきたいと思ひます。

○沼田林野庁長官（諮問文読み上げ）

林政審議会会長 岡田秀二殿

農林水産大臣 林 芳正

平成26年度森林及び林業施策（案）について

森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添の平成26年度森林及び林業施策（案）について、貴審議会の意見を求める。

（沼田林野庁長官から岡田会長へ諮問文手交）

○岡田会長 ただいま諮問をいただきました。

それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。

次第をご覧くださいますと1番目は、25年度の森林及び林業の動向（案）についてでございます。

この件につきましては、施策部会において、昨年9月から3回にわたる、あるいはそれ以外にもいろいろと意見交換があったと伺っておりますが、鮫島部会長さんから検討経過の概要をまずご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鮫島委員 それでは、「平成25年度森林及び林業の動向（案）」につきましてご報告をさせていただきます。

これまでこの件に関しましては、施策部会を計3回開催いたして議論をして参りましたので、その経過について報告をさせていただきます。

まず、昨年9月に開催された第1回施策部会では、事務局から、「平成25年度森林・林業白書」の作成方針について説明が行われました。

特集章のテーマについては、「森林の多面的機能と我が国の森林整備」とすることが提案されました。また第Ⅱ章以降については、「森林の整備・保全」「林業と山村」「木材需給と木材産業」「国有林野の管理経営」「東日本大震災からの復興」について記述するとともに、昨年度、「地球温暖化対策と森林」と章立てしていた内容は、特集章や「森林の整備・保全」の章で記述することが提案されました。

説明を踏まえて、委員からは、次のような意見が出ております。「次世代に今の森林資源を引き継いでいくためにも、特集章において森林の多面的機能と森林整備の重要性を明らかにすることについては時宜を得たもの」、「木材を使うことが森林整備につながることを記述すべき」、「森林の整備・保全」の章は、タイトルが特集号と重複したような感じがする」、「東日本大震災からの復興」の章は、引き続き色々と課題があるので、章の順番については検討が必要」。以上の意見が出されました。

そして、第2回の施策部会、これは昨年11月に開催されましたが、ここでは事務局から、「第1部 森林及び林業の動向」の構成や各章の主な記述事項の案が示されました。この中で、平成25年度のトピックスの案につきましては、「式年遷宮と森林整備」、「富士山の世界文化遺産登録」、「林業に関する女性の活動」、「木材利用の拡大に向けた新製品」とすることが提案され、また、「森林の整備・保全」の章は、タイトルが「我が国の森林と国際的取組」とされました。

この説明を踏まえて委員からは、「トピックスについて4つのトピックスが森林・林業の話題と結びつけて書かれており、目を引く内容でよい、「富士山の世界文化遺産登録に関しては、今後の課題も含めて記述すべき」といった意見が出されました。

また、特集章については、「森林自体が多面的機能を発揮しており、すばらしいものであることを記述した上で、森林整備について記述すべき」、「森林整備を巡る歴史で時代の要請を受けて、今の森林の姿、スギ、ヒノキなどの人工林があることを説明することは重要」、「スギ、ヒノキ以外の木材利用や、「川上」としての所有者を意識すること、国産材の安定供給体制の構築なども重要」といった意見が出されました。

このほか、「東日本大震災からの復興」については、「住宅への木材利用に加えて、建築・土木資材としても木材が活用されていることを記述すべき」といった意見も出されました。

なお、「東日本大震災からの復興」の章については、順番は昨年と同じ特集章の次が良いという意見が多数でした。

そして、第3回施策部会、本年2月に開催されましたが、ここでは、事務局が作成した「平成25年度森林及び林業の動向」の項目及び原案について審議を行いました。

事務局からの説明を踏まえて、委員からは、「今回の特集章は、森林の多面的機能をアピールする上で、森林整備の歴史を紐解く重要なものである」、「新設住宅着工戸数に占める木造率については、集合住宅の戸数の数え方を含め丁寧に記述すべき」、「最近のオリンピック・パラリンピック競技施設での木材利用の紹介は時機を捉えたもの」、「間伐の効果を具体的にアピールすべき」、「主伐・再生林の減少により種苗業者が少なくなっており、今後は優良な苗木の供給が課題になってくるのではないかなど、通常章を含めて様々な意見が出され、これらの議論を踏まえた本文の記述については、私、部会長に一任されました。

そして施策部会といたしましては、事務局が作成した案は、委員からの意見を適切に反映しており適当であると考えますので、以上、ご報告いたします。

○岡田会長 ありがとうございます。部会の経過概要についてご説明をいただきました。

それでは、事務局から本文に関わるところでございますが、「平成25年度の森林及び林業の動向（案）」についてご説明をお願いしたいと思います。

○佐藤企画課長 企画課長でございます。

それでは、「平成25年度森林及び林業の動向（案）」についてご説明をさせていただきます。

森林・林業白書に係る資料はお手元の資料1、緑色の表紙の本体でございます。次に資料2、その概要版でございます。

なお、この白書の本体につきましては、最終版が一般に公表される際には、業者がデザインしてから印刷されますので、お手元にあるものよりはさらに読みやすいものとなります。

本日は、委員の皆様方には事前に資料を送付させていただいておりますので、資料2の概要版に基づき内容をご紹介します。

まず、1ページから2ページをご覧ください。「トピックス」でございます。

トピックスは、例年どおり、その年における森林・林業に関する特徴的な動きを国民一般向けに分かりやすく記述するもので、今回はご覧の4点をご紹介します。

1点目は、式年遷宮で社殿等を新造するための木材を、約700年ぶりに隣接する「宮域林」か

らも供給したこと、これは、大正時代以降の森林整備の成果であることなどについて記述しています。

今回の特集章が森林整備をテーマとしていることにも関連したトピックスでございます。

2点目は、富士山が世界文化遺産に登録されたこと、森林はその構成資産面積の9割を占めること、多くの登山者の来訪やシカの食害などの課題もあり今後も保全管理を推進する必要があることなどについて記述しております。

2ページに参りまして、3点目は、「林業女子会」など林業活性化に向けて女性による取組が拡大しており、林業を職業とする女性に加えて、若い女性を中心に一般の女性の間にも森林・林業への関心の高まりがみられることなどについて記述しております。

4点目は、中高層建築にも利用できる新たな建築用資材として、特にCLTが注目され、「新たな木材需要の創出」の取組として期待されていることなどについて記述しております。

これら4点に加えまして、緑の冊子の本文案の6ページでは、毎年秋に開催される「農林水産祭」において、天皇杯等を受賞した林業・木材産業関係者についてもご紹介しております。

以上がトピックスでございます。

次に、3ページからは第I章、特集章でございます。

今回のテーマは、先ほど部会長からもご紹介がありましたとおり、「森林の多面的機能と我が国の森林整備」としております。

森林の多面的機能は勿論ですが、人間の働きかけによって健全な森林を積極的に造成・育成する「森林整備」の重要性につきまして、広く国民の皆様に理解していただくことを狙いとしております。

内容でございますが、まず「1. 森林の多面的機能と森林整備」として、我が国の森林の特徴、そして森林の多面的機能の国民生活・国民経済への貢献を紹介しつつ、こうした機能の持続的発揮には間伐などの森林整備が重要であることなどを記述しております。

なお、本文案の12ページから18ページになりますが、各機能ごとにこういった多面的機能のメカニズム、さらに、その森林整備との関係を詳しく記述しております。

概要に戻りまして4ページでございますが、森林整備の仕組みとして、我が国では、スギ、ヒノキ等を中心に植栽・間伐等の技術が発達・普及したこと、現在では、林業機械、路網等の適切な組合せや施業の集約化などが重要であること、森林整備の費用は、長期間にわたって継続的に発生すること、公共事業等により支援していることなどについて記述しております。

次に、「2. 我が国の森林整備を巡る歴史」でございます。5ページでございます。

5 ページでは、「(1) 戦前までの森林整備等の状況」、「(2) 戦後の森林の荒廃と復旧」といたしまして、我が国の森林が過去に過剰な伐採による荒廃を経験したものの、先人たちの森林整備の努力により、その回復を図ってきたことなどを紹介しております。

そこにご覧のとおり、コラムでは江戸時代の林政論として、例えば「国の宝は山也。山の衰えは即ち国の衰えなり」といった、森林の国土保全、木材生産等の機能の持続的発揮を重視して森林の整備・保全を図るべきとの考え方が唱えられたことや、公益を実現するために私財を投じて森林の造成を行った例についても紹介しております。

6 ページでは、「(3) 木材増産の要請と拡大造林」、「(4) 林業の低迷と国民の要請の多様化」といたしまして、それぞれの時代における国民の森林への要請と森林整備の対応などについて紹介しております。

例えば、昭和30年代は、経済の復興・高度成長に伴う木材需要の増大、また木材価格の高騰により、国内の森林に対する木材増産の要請があり、このために緊急増伐が行われ、その跡地に建築用材等の需要が見込まれ成長も早い針葉樹が植栽されたこととすとか、その後は、林業生産活動が低迷する一方で、森林の多面的機能が重視されるようになったことなどを記述しております。

7 ページでございます。

1990年代以降は、地球温暖化への対応が重要となり、「京都議定書」の「第1約束期間」に引き続き、2013年以降の削減目標においても森林に大きな役割が期待されていること、しかしながら、安定的な財源が確保されていないことなどについて記述しております。

また、近年の森林整備に関する新たな動きなどについてもご紹介しております。

8 ページでは、これまでの記述を踏まえ、「3. 今後の課題」として、多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備の推進や、森林整備推進のための関係者の役割について、森林所有者、林業・木材産業関係者、国、地方公共団体など、さらに国民全体と、主体別に分けて整理しております。この中では、現在の日本では、木を植えて育てるためには、木を使うことも重要であることとすとか、立地条件に応じて複層林化・長伐期化等を推進するなど多様で健全な森林への誘導も必要であることについても記述しております。

以上が特集章の内容でございます。

第Ⅱ章以降が、いわゆる通常章でございます。

9 ページからは、「東日本大震災からの復興」の章です。

まず「1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組」として、復旧状況、海岸防災林、木

材の活用について記述しております。

木材の活用では、木造仮設住宅供給に関する協定や、住宅・土木分野での利用についても記述しております。

10ページでは、「2. 原子力災害からの復興」として、森林の放射線対策、安全な林産物の供給、樹皮やほだ木等の廃棄物の処理、損害の賠償について記述しております。

なお、事前に郵送させていただいた本文案では、森林内の放射性物質の分布状況の推移について、平成25年度の調査結果に係る記述がございませんでしたが、お手元の緑本53ページでは追加をさせていただいております。

11ページからは、「我が国の森林と国際的取組」の章です。

この章では、「1. 森林の整備・保全」の基本方針に触れた上で、「2. 森林整備の動向」としまして、森林所有者情報の把握、造林・保育の効率化に必要な「コンテナ苗」、花粉発生源対策などについて、12ページでは、各県の独自課税やフォレスターの育成などについて記述しております。

また、「3. 森林保全の動向」として、保安林等の管理・保全や治山事業について記述しております。

特に治山事業につきましては、国民の理解を深めるために、「後世に伝えるべき治山」として60か所を選定したことも紹介しております。

13ページでございますが、野生鳥獣、松くい虫などによる森林被害とその対策などについて記述するほか、14ページでは、「4. 国際的な取組の動向」として、持続的な森林経営、地球温暖化対策、生物多様性などについてまとめて記述をしております。

15ページからは、「林業と山村」の章です。

「1. 林業の動向」として、林業産出額や国産材生産量の推移、森林所有者や林業事業者の状況など林業生産や林業経営の動向について、16ページでは、生産性の向上に向けた様々な取組について、さらに17ページでございますが、林業従事者数の推移や「緑の雇用」事業などについて記述をしております。

次の「2. 特用林産物の動向」でございますが、しいたけ等のきのこ類の生産量の推移や消費拡大等の取組、そのほかにも木炭、竹材など多様な特用林産物が生産されていることについて、18ページでは、「3. 山村の動向」でございますが、山村の役割と課題、活性化のための諸施策について記述をしております。

19ページからは、「木材需給と木材産業」の章でございます。

「1. 木材需給の動向」としまして、世界と我が国の木材需給や木材価格の動向や、国産材供給量が平成14年を底に増加傾向で推移していることを含め記述をしております。

20ページでは、違法伐採対策、木材輸出対策について記述をしております。

次に、「2. 木材産業の動向」として、20ページから21ページにかけて、国内の製材工場、合板工場における素材入荷量と国産材の割合、CLTや耐火集成材等の新たな製品・技術などについて記述をしております。

また、「3. 木材利用の動向」につきましては、木材利用の意義と普及啓発について記述をした上で、住宅分野では、木材利用ポイント事業についても記述をしております。

22ページでは、公共建築物等の木造化について、過去のオリンピックでの木材利用の例を含めて記述をしております。

木質バイオマスのエネルギー利用につきましても、薪ストーブ等による薪の利用、木質バイオマス発電をめぐる動きなどについて記述をしております。

最後、23ページからが「国有林野の管理経営」の章です。

「1. 国有林野の役割」のほか、「2. 国有林野事業の具体的取組」としまして、公益重視の管理経営、24ページになりますが、森林・林業の再生への貢献、「国民の森林」としての管理経営などについて様々な事例を紹介しながら記述をしております。

以上が「平成25年度森林及び林業の動向（案）」の説明となります。

○岡田会長 ありがとうございます。本文は大変分厚い非常に内容のあるものなんです、ただいまは主に概要でご説明をいただきました。

私の感想ですが、改めてこの概要の目次をご覧いただきたいと思いますが、第I章である特集章、それから全体の言葉の置き方、政策的な華やかさ、これはないと思いますが、実は「森林整備」という言葉は、私たちの年齢には余り本当はなじみがなかったんですが、ここへきてしっかりとこういうふう書き込んでいただけるというのは大変教師の立場からいってもありがたくて、いい白書だなと、こういう印象を私自身は強く持ちました。

さて、皆様から質疑をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。どなたでも結構です。はい、どうぞ。

○佐藤委員 佐藤ですけれども、1点だけちょっと気がついたことがありましたので発言させていただきたいと思うんですけれども、その前に、実は、委員の皆様方のお手元に、この4月1日に私の地元の新聞の記事をコピーして、すみません、委員の方々だけしか私準備してきませんでしたので、林野の幹部の方々にはないかもしれません。

これは、もう既に皆さんご存じだと思うんですけども、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が日本で初めて3月に横浜で開催された、その報告書が非常にわかりやすく記事になっていましたので、あえてお手元に配付させていただきましたので、参考のためにお読みいただければなというふうに思います。

さて、私の意見なんですけれども、概要の7ページの温暖化への対応と新たな動きということで、非常に図を出していただいてわかりやすくしていただいているんですけども、ここにある京都メカニズムです。その京都メカニズム、ただ、白書を手にする方は、ほとんどこの意味が皆さんもう理解されていることだと思うんですけども、ちょっと一般の国民の方々は、もしかすると、これ、京都メカニズムって何だろうなという、そんな気持ちにもしかするとなるかもしれないと私感じたものですから、ほかのところで解説されているかどうかわかりませんが、この図と一緒に、もしできれば京都メカニズムというのは、およそこういうものであるということ載せていただければ、よりわかりやすいのかなというふうに感じましたので、意見として述べさせていただきたいと思います。

○岡田会長 いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、一般の方々がご覧になるといったことを考えますと、京都メカニズムとは何かということ、この図の脚注ということになると思いますけれども、載せた方がいいというのはおっしゃるとおりでございますので、よろしければその方向で最終版は載せていきたいと考えております。

○佐藤委員 よろしく願いいたします。

○岡田会長 本文はどこか触れていましたっけ。

○佐藤企画課長 実は、この図は本文にも35ページになりますが、載せておるんですけども、ここにも京都メカニズムの解説はございませんので、本文の方にしっかりと京都メカニズムの解説を入れたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。

そのほかいかがでしょうか。澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 1つ、この会議の進め方でお伺いしたいんですが、まだ少しは直せるという、できればこのままいきたいということなのでしょうか。ちょっと気になるところは今お話しさせていただいて……。

○岡田会長 ご意見いただいて、どうしても訂正の必要がありやなしや、それによるんじゃないでしょうか。

○澤田委員 はい、わかりました。

ちょっとちっちゃな、例えばここに昭和の「S」が抜けているのではないとか、そういう細かな点とかもありましたので、それがそのまま白書になってしまうのかどうかというのが一つお伺いしたかったんですが。先ほどその細かな点は担当の方には申し上げたので結構かと思っています。

○岡田会長 どうぞ。

○佐藤企画課長 これは最終的に出版、最終版になるまでは再度精査しまして、そういった技術的、単純的なミスについてはしっかりチェックしていきたいと思っております。

○岡田会長 お願いします。

○澤田委員 追加ということで、1つ、コラムが今回すごく丁寧に書いていただいているので、どこのコラムかわからないところがあるんですね。コラム参照と書いていただいているところには、例えば番号であるとか、何ページのコラムを見てくださいというのを加えていただくと、より親切ではないかなと思いました。今のでいうと、例えば、ページが27ページですかね、どっちだろうと読んでいるときに少々思ったもので。

○佐藤企画課長 今のご意見も含めまして、最終版の方では調整したいと思っております。

○岡田会長 よろしゅうございますか。最終的な印刷に向けては、再度精査をするということで、むしろ間に合うようですから、できるだけそういうケアレスに近いようなところをご指摘をいただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、深町委員。

○深町委員 3月の下旬に森林学会がありまして、林野庁のほうからも部長さんが参加されたりしたと思うんですが、そのときに「林業遺産」の選定を学会として第1回があって、国有林も大学の演習林とか、あるいはいろいろな地域の、林業にかかわるいろいろな大事な部分が選定されて、もうこれができるときには、とても間に合わない状況だったと思うんですが、25年度という意味では、3月にホームページとかでも公開されているんですけど、そういう動きがあるので非常に林業とか森林を取り巻く状況としては大事な動きと思うので、今年度無理だったら来年度という形でぜひそういう部分もご紹介いただいたり連携をしていくということが大事かと思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

○岡田会長 今の件、いかがですか。

○佐藤企画課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、これは平成25年度の白書でございますが、なかなか、特に年度末になってくると、そこでの動きが全ては必ずしも拾い

切れないという面もあるかもしれません。そういった場合には、次の年度の白書の方には掲載するとか、そういった方針で対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、加々美委員。

○加々美委員 内容、間違っているところは直していただきたいという意見ではなく、分野が違うので仕方がないのかもしれないんですけども、森林環境教育というところと、木づかいや木育運動というのは扱う場所が違ってはいるんですけども、本来は同じところのかかわり方だと思うので、ページも全然違うところに書かれてはいるんですけども、そもそも利用、何でしたっけ、サイクルで使って、植えて、育てるというつながりを考えると、森林環境教育も木育活動や木づかい運動も決してばらばらではないと思うので、何と言っていいかうまく伝わらないんですけども、その辺を、すみません、まとまりではないですけども、つながっているということを言いたいと思いました。

○岡田会長 これ、部会で何か意見交換はあったんですか。

○佐藤企画課長 この今のようなご意見については、施策部会では特にご意見等はなかったところがございますけれども、ご趣旨はわかるのですが、なかなか難しいところがございます、そもそも章立てが森林、林業、木材となっている中で、実は教育だけじゃなくて他の点も、どこで関わるのかということはあるんですが、そこは場合によってどっちかで書いたり、あるいは同じことでも両方の面から書いたりというふうに整理しております。

委員ご指摘のとおり、この教育という面でも、両方に関わることですし、どちらかに書いてもいいんですけども、逆にやはり、一つは森林環境教育、もう一つは木育ということで、内容的にはかなり重複しますし、実際、相互に関係すると思いますが、一応そういった名前の取組が進められているということで、どちらかに書くというよりは、片方は森林に着目したということで書きまして、もう一つは、木、木材に着目したということで、幸いそういった名前の取組ではありますので、光の当て方が違うということで、両方に書くということにさせていただいております。

○岡田会長 よろしいですか。

白書の基本的なところは、多分、施策ですとか動向ですとか事実を国民に理解しやすいように、わかりやすくという、多分そこなんですよね。その限りでは必ずしも学問だとかサイエンスだとかというよりは、時の国民の関心に従ってという、これでひよっとするとよろしいのかなということも感じますので、いろいろ疑問はあるかもしれませんが、今回、施策部会の皆さんがこの整理でという、これが今回の提案ですよ。

そのほかいかがでしょうか。もしなければ、先に進んでよろしいですか。分厚いものですから、どうしてもということの後ほどあればまたいただきたいと思います。

続きまして2番目の、実は先ほど諮問をいただきました件でございます。すなわち平成26年度の林業の施策（案）でございます。森林及び林業施策（案）でございますが、これにつきましても同時に施策部会でご議論をいただいておりますので、その経過についてまず部会長さんからご報告をいただきたいと思います。

○鮫島委員 それでは、ご報告させていただきます。

「平成26年度森林及び林業施策（案）」、いわゆる「講じようとする施策」につきまして、施策部会における審議事項の概要は以下のとおりでございます。

「講じようとする施策」は、「森林・林業基本法」の規定に基づき、政府が毎年、森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置などを取りまとめるものです。

昨年9月に開催された第1回施策部会では、事務局から現行の「森林・林業基本計画」を踏まえた項目立てをすることについて説明が行われました。

そして、本年2月に開催された第3回施策部会では、事務局から「平成26年度森林及び林業施策」の項目案及び原案について、「森林・林業基本計画」の構成を踏まえて、平成26年度林野庁関係予算に盛り込まれた施策を中心に記述を行ったとの説明がありました。

この説明を踏まえて、委員からは、「木材輸出について相手先を中国と韓国を中心に記述しているのはなぜか、「東日本大震災からの復興にかかる予算は特にどのあたりに使われているのか」といった質問が出され、事務局から追加説明がございました。

第3回施策部会での議論を踏まえた本文の記述については、私、部会長に一任されました。

施策部会としては、事務局作成の案は委員からの意見を適切に反映しており、適当であると考えますので、以上、ご報告させていただきました。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から案につきまして説明をお願いいたします。

○佐藤企画課長 それでは、「平成26年度森林及び林業施策（案）」、いわゆる「講じようとする施策」でございますが、ご説明させていただきます。

動向編と同様、事前に資料を送付させていただいておりますので、本日は資料2の概要版、先ほどご覧いただいた資料2の後ろの方でございますが、に基づきまして内容をご紹介しますいただきます。

資料2の25ページ、26ページをご覧いただきたいと思います。

「講じようとする施策」につきましては、平成23年度に策定しました現行の「森林・林業基本計画」における施策の体系に沿って記述をしております。

全体の構成としましては、「Ⅰ 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」、「Ⅱ 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」、「Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策」、「Ⅳ 国有林野の管理及び経営に関する施策」、「Ⅴ 団体の再編整備に関する施策」の5章立てで記述がされております。

その内容につきましては、平成25年12月に策定されました「農林水産業・地域の活力創造プラン」等を踏まえ、新たに記述の追加等を行った点のうち幾つかの例を紹介させていただきます。

まず、「Ⅰ 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」につきまして、25ページの小見出しの上から3つ目でございますが、「地球温暖化防止策及び適応策の推進」、その1つ目の○としまして、森林吸収量を確保し、新たな温室効果ガス削減目標、これが作成されましたので、これが達成できるようということで、内容的には間伐など森林の適正な整備をはじめとする各種の森林吸収源対策を推進するといったことがございます。趣旨としてはずっと取り組んできたものでございますが、記述ぶりが若干変わったということでございます。

25ページの一番下の小見出しでございますが、「森林を支える山村の振興」、1つ目の○としまして、「きのこ生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大等を図る」といった記述をしております。

26ページからも幾つかご紹介いたしますと、「Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策」でございますが、最初の小見出しの「効率的な加工・流通体制の整備」、1つ目の○といたしまして、1行目の途中からですが、「森林所有者や製材工場が広域に連携する構想や地域循環型構想の作成支援等により国産材の安定供給体制の整備を推進するとともに、品質・性能の確かな製品を供給する木材加工流通施設等を整備する」といったことを記述しております。

その次の小見出しでございますが、「木材利用の拡大」、その2つ目の○としまして、「CLT等新たな新製品・技術を活用した建築物の実証、工作物・土木分野での木材利用促進を図る」などについても記述しております。

このほかにつきましては、平成26年度林野庁関係一般会計予算の内容等を踏まえて記述をいたしました。

以上が、「平成26年度森林及び林業施策（案）」の説明となります。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま経過の概要と説明をいただきましたので、ここから質問、議論、審議をいたしたいと思います。

ご意見をいただきたいと思います。

なかなか質問、意見を言いにくいところかもしれませんが、実は本文をご覧くださいますと、ただいまの概要等々の前に施策の背景（基本認識）、それと財政措置という、こういう項目があって、冒頭に長官からご挨拶があったところが基本的な認識として書き込まれております。26年度の方向性なり姿勢としてはそこななんと、成長産業化していく、そういう林業を実現していきたいという、ここが大変強いメッセージですね。

いかがでしょうか、ご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

施策部会においては十全なる審議をいただいたというふうに聞いております。

それでは、ちょっと急ぐようで恐縮ですが、この辺で当審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

つい先ほど大臣から諮問のありました「平成26年度森林及び林業施策（案）」につきましては、この審議会としては適当であるという旨の答申をしたいと、このように思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、答申文を配付いただきたいと思います。

（答申文（案） 配付）

○岡田会長 ただいま配っていただきましたが、答申文（案）でございます。

ご確認をいただきましたでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声）

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように答申をさせていただきます。

それでは、先ほどちょっとお約束をいたしました、25年度のところについても、もし追加でご意見なりご質問があればいただきたいと思いますが、その件もいいですか。

澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 変更をお願いすることではないので安心していただければと思いますが、110ページなんです、こちらのほうに、施策部会のときにも結構お話しさせていただいたんですけども、林家の正式な人数についてなんです、かなりの人数の林家さんがいるというのが、農

林業センサスとはかなり乖離しているというのを知りまして、そこからいろいろな市町村の方であるとか聞きましたら、林業とか森林関係の方はそれだけすごい人数がいるであろうということはご存じなんですが、その他の、例えば市町村のほかの課の方であるとか首長さんであるとか、そういう方は余りご存じないんですね。どれぐらい所有者がはっきりしていないか、実はそれをやることはとても大変なことなんだということを理解されていないということがわかりました。やはり森林家の方であるとか、あと森林組合の方がやはりそういう予算をいただいたりとか、これは市町村の仕事になると思うんですが、いただかれたりするとき、ぜひこの下のほうの、一番下に8番ですね、説明の1990年、世界農林業センサスによれば、林家0.1ヘクタール以上という人数が挙がっていた。これから推測すると、相当な数になるであろうということが本当に今回きっちり書いていただいてありがたかったんですが、今回はそれを本文のほうに入れていただいて、例えば、今はこういう状態である。ただし、前回の1990年の統計によれば、本当はもっといるんだよというのを上げていただけると、いろいろな方を説得するときにお役に立つのではないかと思いますので、次回で結構ですのでご検討いただければと思います。

○岡田会長 コメントありますか。

○佐藤企画課長 来年度の白書ですので、今どこまでここで申し上げていいか分かりませんが、今、澤田委員からお話がありましたとおり、今のようなご意見はまさに施策部会でご議論があったところで、この110ページの注の8というのも昨年はなかったものが今回書かれたところでございます。来年度の白書をどうするかというのは、まだこの時点では申し上げる立場にないと思いますけれども、今日の色々なご意見もありますので、そういったことも踏まえまして来年引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡田会長 難しいところですね。刻々と相続をしていますから、1反歩以上の林家というふうにカウントしていく、それをやはりきちっと政府の立場で、曖昧なものではなくて、ある見通しの上に立ってということになると、多分難しいんでしょうね、刻々と相続していますから。この1反歩程度あるいは1町歩以下というのは、ものすごい数が膨らんでいるというのは事実ですよ。

はい、どうぞ。

○古口委員 反論するわけではないんですが、今、市町村長さんがよくわかっていないと言うんですけど、これわかっていないというよりは、今、会長さんがおっしゃられたとおりに、なかなかそれを把握するすべがない。ですから、こういうふうな状況はわかってはいるんですよ

ね。地籍調査などをやりながらやってはいるんですが、今言ったように本当に、それよりも市町村長がわかっていないというよりも、実は所有者の方が、相続している方自身が、若い方がもうわかっていないという、そういう現状なので、市町村長はわかっていると思います。

○澤田委員 そうでないところもあるということで。

○古口委員 そうですか、すみません。

○岡田会長 いずれにせよ、問題提起として非常に大事なところでございますし、我が国の林野構成2,500万のうちの大体650万から700万近くの面積は林家と言われているところの所有ですから、依然として大きいというのは間違いないですよ。そこがどんどん細分化しているという、これが実態だということですよ。ありがとうございました。

そのほかいかがですか。

もしなければ、本日の議題の1番目と2番目を以上で終えたいと思います。

それでは続きまして、議題の3番目でございます。「森林整備保全事業計画」でございます。

この件につきましては、実は、大分時間が経ってしまっておりますが、昨年9月11日でしたが、その審議会において大臣から諮問を受けた件でございます。

その後、12月の暮れ押し迫った段階で、実は事業計画の骨子案というのを各委員、あるいはこの場で示していただいて少し意見交換をしております、あらかじめ合意が得られたかなという、そういうものがつくられておりました。

その後、少しの変更があった上でパブコメにかけております。

そして、今日はこの審議会において答申までこぎつけたいと、このように思っております。

そんなことで、まずは議題を考えておいていただきまして、事務局からパブコメの概要、意見の要旨、それから、今回諮問を受けて答申を考えている内容の説明、これをいただきたいと思っております。お願いいたします。

○桂川計画課長 計画課長の桂川でございます。私のほうから資料のご説明をさせていただきます。

ただいま岡田先生のほうからお話ございましたように、森林整備保全事業計画につきましては、昨年9月の諮問以来、各委員の方々からの様々なご意見を頂戴しております。特に12月の際には本当に多くのご教示、ご意見を賜りましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

この計画につきましては、そのように審議会でもいただきました様々なご意見、そうしたものも踏まえまして、指標の一部、成果指標の一部につきまして修正を加えますとともに、また文

章につきましても様々修正を加えまして、パブリックコメントの前に各委員の方々にそれぞれご説明を申し上げさせていただいております。

その上で、2月21日から3月22日まで、30日間のパブリックコメントを行いました。また、それと並行して関係府省あるいは都道府県とも協議を進めてきたところでございます。

それらの調整を踏まえた結果として、本日の資料をご用意しておりますけれども、資料3-1、3-2、3-2という3つの資料がございます。3-1が横長になっておりますけれども、こちらがパブリックコメントにおきまして寄せられたご意見と、それに対する回答の考え方、3-2が森林整備保全事業計画の（案）の全体でございます。また、3-3は、それにつきましての参考資料という形でございます。

この資料3-2につきましては、先ほど申しましたように、パブリックコメント時点のときに各委員の方々に一度お示しをいたしまして、ご説明をさせていただいたというものでございます。

それでは、順に従いまして、資料3-1からご説明をさせていただきます。横長の資料でございます。

「森林整備保全事業計画（案）に対する意見について」ということで、先ほど申しましたように、2月から3月にかけて30日間意見の募集を行いました。

ご意見を出していただきましたのが、全部で5件ございまして、個人の方で3件、団体・法人で2件ございます。

1人で複数のご意見を出された方もいらっしゃいましたので、項目数としては9項目でございます。

これにつきまして、いただいたご意見につきまして、その処理結果の区分により分けてございます。資料の1枚目のところにあらましが書いてございますけれども、1、趣旨を取り入れているもの、2、趣旨の一部を取り入れているもの、3、修正するもの、4、今後の検討課題等として分けさせていただきました。

それでは、この1枚目に即してご説明をさせていただきます。

まず、1の「趣旨を取り入れているもの」でございますけれども、3つ項目がございました。例えば、将来の木材安定供給の観点や二酸化炭素吸収作用の保全・強化を図るため、適正な間伐等を実施するとともに、主伐・再造林を計画的に進めていくべき。あるいは森林整備等を推進していくためには、森林の所有の境界明確化が重要であり、本計画にその旨を記載すべき。こうしたご意見がございました。

これらにつきましては、森林整備保全事業計画の文章の中に既にその趣旨が取り入れられているものでございます。

それから、2番目のカテゴリーでございますけれども、「趣旨の一部を取り入れているもの」ということで、例えば、主伐・再造林を進めていくためには、苗木の安定供給が必要不可欠、苗木の供給が減少していることから、将来の苗木需要の増加量を示すべき。あるいは、シカ等による被害が増加しており、再造林の大きな障害となっている、政府は、当面の捕獲目標として10年後の生息頭数を半減するとしているが、本計画においても具体的な数値等を記載できないか、というものでございます。

これらにつきましては、そのとおり、ご指摘どおりというわけではございませんけれども、森林整備保全事業計画の中にその趣旨が踏まえられているというものでございます。

3番目のカテゴリーは「修正をするもの」ということでございますが、今回はそうしたものはございませんでした。

4番目が、「今後の検討課題等」ということでございますけれども、例えば、特に必要性の高い箇所から優先的に防災対策を進めるためには、森林基本図、森林簿、森林計画図のより詳細な調査が必要であり、国が一定の基準で面的、定量的、定性的に資源把握すべき。あるいは、地球温暖化対策としての間伐の効果に対する評価方法や、計算方法が曖昧である。こういったようなご意見がございました。

これらは、森林整備保全事業計画の文章の中に、ご指摘の趣旨は書かれていないところでございますけれども、その理由についてご説明をさせていただいたり、あるいは必要に応じて今後の検討課題として受けとめさせていただくというようなことしております。

1枚めくっていただきますと、2ページ、3ページ、4ページにわたりまして、実際に出されたご意見と、それについての処理の結果の区分、そしてまたその理由についてご説明を書かせていただいております。こちらにつきましては、一つ一つご説明させていただくことは省略をさせていただきますけれども、例えば、先ほど申しました4のところですが、3ページ目の番号6というのをご覧ください。これは先ほど例として申し上げました「間伐の効果に対する評価方法や、計算方法が曖昧である」というご意見なんですけれども、こうした場所でお示しされておりますというようなことを理由のところに書かせていただいております。

また、これらのパブリックコメントの処理結果につきましては、森林整備保全事業計画が閣議決定された後、計画本体と合わせまして公表することとしております。

パブリックコメントにつきましてはの概要と対応につきましては以上でございます。

今回回答申をいただきたいと考えております森林整備保全事業計画の案は、資料3-2のとおりでございます。

こちらのほうにつきましては、先ほど申しましたように、パブリックコメントの時点におきまして各委員の方々にお届けをさせていただいたものと基本的には同じでございます。文章技術上、わずかだけ訂正をさせていただいたところはございますが、1枚めくっていただきまして2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

2ページ目の上から5行目のところでございますけれども、「必要な治山対策を推進するとともに、伐採後の適確な更新や森林の育成段階に応じた」というような文章がございますが、「伐採後の適確な更新」の「適確」という字でございますが、さきにお届けをさせていただいたときには、「適」という字が射的の「的」という字が書いてございました。しかしながら、全国森林計画、この森林整備保全事業計画は、全国森林計画とあわせて、その全国森林計画に基づいて作成をされるものでございますけれども、全国森林計画のほうでは、この「適確」という字、適切の「適」という字を当てた「適確」という言葉を使っておりましたので、このところにつきましては修正をさせていただいております。

9ページにももう一カ所ございますが、それ以外については修正がございませんでしたので、ここでは説明は省略をさせていただきます。

そしてまた、資料3-3でございますけれども、こちらのほうは本計画を簡潔に説明するための概要版と成果指標の考え方、算出方法をまとめたものでございまして、参考資料として提示をさせていただいております。

この中で、昨年12月の審議会等でいただきましたご意見を踏まえて訂正をさせていただいた箇所につきましてご説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして3ページのところをご覧くださいませでしょうか。

3ページの上のところでございますけれども、「持続的な森林経営」ということで、「成果指標：森林資源の平準化の促進」というのを書いております。

12月のときにお示しをさせていただいたときには、ここはそういう形ではなく、若返りの効果を示すような指数ということで、森林資源の若返りの促進というような形でお示しをさせていただきましたが、ご意見等をいただきまして、こういう形の成果指標に改めさせていただきました。

ここの枠の中に、森林資源の育成単層林の齢級別の面積のグラフがございますけれども、平成22年の段階には9齢級、10齢級に非常に大きなピークが来ている資源構成になっております

が、100年後の平成122年、緑色の棒につきましては、各齢級、おおむね平準化が図られた状態となっております。今後、適切な主伐・更新を進めながら、そのような平準化に向けて取り組んでいくわけでございますので、そうした平準化の進み具合というものを指標として用いることとさせていただいたところでございます。

ただ、この齢級構成というのが5年に一度しかデータが把握できないというようなこともございまして、あわせて育成単層林の平均林齢の若返りの程度、こちらについても指標として押さえることといたしております、こちらのほうは育成単層林における主伐・再造林、こうしたものから若返りの程度を把握するような指標を用いさせていただくというようなことにさせていただいたものでございます。

森林整備保全事業計画につきましてのご説明は以上のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○岡田会長 ありがとうございます。

資料は3-1、3-2、3-3でございます。本文は3-2でございますが、昨年9月からのごことでちょっとお忘れの委員もいるかもしれません。ただいまご説明の中であつたんですが、この森林整備保全事業計画というのは、全国森林計画が定められた、それに即して、すなわち森林法の第4条の5項というところがあるんですけれども、そこにしっかりと書き込まれています。全国森林計画に即して15カ年の計画としてつくと。そのうち、当初の5カ年についてしっかりとした目標と事業量をしっかりと当ててくださいということで、具体的な数値にかかわるような目標なり成果なりという、ここを求められている計画です。皆さんからたくさん意見をいただいて、今日、提案の姿になっております。

ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

あるいはパブコメの対応もご説明をいただきましたので、これについてもパブコメの具体的な意見の要旨という格好で中身も示されておりますが、いかがでしょうか。

澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 これも文句があるわけではないのであれなんですけれども、とてもわかりやすく表をつくっていただきまして、ありがとうございます。

わかりやすいのは3-3の2ページの図なんですけど、これを見たときに、多様性を維持増進するには小さな皆伐というのがこれから大切になってくるのではないかなと思うんですが、今、間伐と小さな皆伐であるとか、やはり間伐材が優遇されているというような施策があつたりとか、この小さな皆伐、環境によいという小さな皆伐というのがどこまでなんだという線は引け

ないと思うんですが、そういうルールづくりとかそういうものがないと、まだ皆伐はいけな  
いと思っている方はいっぱいいらっしゃいますので、現場の方も多分、さて、どうしたものか  
とあっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、今後、もしかしたらあるのかもしれ  
ないんですが、出口を、間伐以外に環境によいという多様性を維持しているものに対しての出  
口をつくるためにも、この数字に照らし合わせて、どういうものなんだということをもう少し  
わかやすく具体的に、これ以上広がったら皆伐だよということは決められないと思うんです  
が、何か指標を今後つくっていただけるとありがたいなと思いました。

○岡田会長 いかがでしょうか。

○桂川計画課長 なかなか難しいご意見でございますが、確かに間伐でございますと、あとは  
更新をしないわけでございますが、主伐ですと、あとに更新をして植栽等によって後継樹を育  
てるというようなことになるわけでございます。

澤田委員おっしゃられたように、面積が小さいものは公益的機能の面からも優れているので  
はないかというお話でございますが、森林の状態もなかなかまちまちでございますので、一律  
にそうした基準を示すのはなかなか難しいのかなと、ちょっと難しいのかなと考えておとこ  
ろでございます。

1つ申し上げさせていただければ、例えば間伐材というのは、おっしゃられたように、確か  
に優遇がございまして、電力の固定価格買取制度におきましても優遇されるようなわけござ  
いしますが、同じように優遇されるものが森林経営計画、これを樹立いたしまして、それに基づ  
いて施業が行われているところの主伐材も同様でございます。

そういう意味で、まさに森林の状態というのはまちまちでございますし、必要とされる施業  
もそれぞれの地域の実情等によっていろいろとございますので、そうした森林経営計画を樹立  
をされて、それに基づいてやっていただける、そういうものであれば本当に問題がない、また  
森林の多面的機能の発揮にも大変優れている、そういう取り扱いではないかというように感じ  
ております。

○澤田委員 それでは、ぜひグリーン購入の紙なんかの間伐してから入っていないので、ぜひ  
環境省さんのほうに強くその辺を、今までの間伐だけではなくて更新していくことも大切なん  
だよということをお伝えいただいて、皆さんにお使いいただける木を多くしていただけるよう  
に林野庁さんからもアプローチしていただければありがたいなと思います。

○岡田会長 ありがとうございます。先ほど話題にいただいた白書ですね、森林整備、  
これに一生懸命、今回、澤田委員も施策部会の委員ですが、書き込んでいただいたのは、まさ

にあれですよ、木材を切って使ってください。そして循環させましょうという、この件が大変強いアピールとして出ていて、まさに今おっしゃったことですよ。そこをやはり林野サイドを上げて国民にも、省庁にもアピールしたいと、こういうことですね。

そのほかいかがですか。塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 今回最終形になったのを見せていただきまして、特に3-3の3ページに書いてございます「持続的な森林経営の森林資源の平準化の促進」という部分でございますけれども、以前の案と比べますと、非常に何を目的にしているのかというところがずばりわかるような表現になっておりまして、この形でいいのではないかなというふうに考えております。

先ほどの澤田委員の意見ともちょっと関連するかとは思いますが、使っていて森林を更新していくということは、ひいては平準化につながるということでございますので、今回こういうような指標を新たに設定をされたということについては、その豊かな森林資源というのをこれからダイナミックに使っていく。しかし、使っていくだけではなくて、またそれを持続可能な形で後世に残していくというようなところを森林行政として施行していくんだよということがここで明確になっていると思いますので、今回このような指標を設定されたということは非常に評価ができるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。的確な評価をいただいたと思います。

鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 ちょっと確認なんですけど、この保全事業計画というのは、森林全体にかかってくるというふうに考えていいんですね。国有林野が、結局、一般会計化しましたよね。その辺との関係というのは、ここに何か反映されてくるものなのでしょうか、それとも全く別と考えるのでしょうか、その辺ちょっと確認ですけど。

○岡田会長 お願いいたします。

○桂川計画課長 森林整備保全事業計画は、全国森林計画に基づいてあわせて立てられるものでございますので、当然国有林を含むものでございます。

○鮫島委員 そうすると、一般会計化されたことというのは、この中に入る。

○桂川計画課長 全国森林計画に基づいて、そこに掲示をされておりますような森林整備等を実施した成果としてこのような形になります、ということのお示しでございますので、国有林野事業が一般会計化されたことについての記述、もしくはそれによって何らか変わったというようなことはございません。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、このあたりで当審議会としてのまとめをさせていただきます。

9月に大臣から諮問がありました件でございます。森林整備保全事業計画の案につきましては、適当である旨の答申を行いたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○岡田会長 それでは、答申文の案を配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

○岡田会長 答申文(案)をご覧いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように答申をいたします。

続いて、(4) その他ということでございますが、この件については既に資料が配られておりますように、森林の国営保険法、これがあつたんですが、これを改正する法律が先ほど、つい数日前のことですが、国会を通過しております。この概要についてご説明したいという件でございます。

それでは、お願いいたします。

○桂川計画課長 計画課長でございます。

それでは、森林国営保険法等の一部を改正する法律につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料4でございます。

まず、森林国営保険というものがどのようなものかということ、委員の方の中にも若干なじみがない方もいらっしゃるやもしれませんので、1枚めくっていただきまして2枚目の縦紙の一番下のところをご覧いただけますでしょうか。「森林保険基礎データ」という囲みがございます。

「森林国営保険」といいますのは、昭和12年に創設をされました古い歴史のあるものでございまして、政府がそれ以来自ら森林保険特別会計を設置してやってきたというものでございます。

対象とする災害でございますけれども、書かれておりますように、火災、山火事でございますね、それから風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、こういったような気象災、そして噴火災、噴火による災害、こうしたものを対象とする損害保険でございます。

保険に加入することができますのは、民有林の人工林が基本でございます。天然林は対象とはしておりません。

こうやってまいりまして、一般会計のほうから保険についての支援なく現在運営されてきているというものでございます。

数字につきまして、右側のところに書いてございますが、加入面積が24年の数字で91万ha、契約件数は13万件、それから積立金というのは、この森林保険特別会計の中で特に大きな災害があったようなときに取り崩してお支払いをするためのものでございますけれども、209億円というようなものでございます。

このような森林国営保険というものがございます。

すみません、資料の1枚目に戻りましてご説明をさせていただきます。

この森林国営保険法等の一部を改正する法律でございますが、その趣旨ですけれども、今申しましたように、森林保険につきましては、火災、気象災、噴火災といった幅広い森林災害に対応しておりまして、万一森林が非常に大きな被害を受けたときも、セーフティネットとして、保険金を使ってもう一度再造林をしていただける、そういうような意味で森林・林業政策には欠かせないものである、このように認識をしております。

しかし、その一方、近年の行政改革あるいは特別会計改革の流れの中では、森林保険というものが安定的に運営が確保されるのであるならば、必ずしも国自らが実行する必要はないのではないかという観点から、その実施主体等についていろいろと議論が行われてきたというところでございます。

それで、平成18年に行革推進法というものが制定されまして、この中で森林保険特別会計につきましても、その事務及び事業を独立行政法人に移管し、特別会計を廃止することについて検討するというようなことが定められました。以来、いろいろな形で検討が進められてまいりましたけれども、昨年12月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」、これが閣議決定をされまして、「森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する」というようにされました。

このため、関係法令について所要の措置を講ずることとしたものです。

法案の内容でございますが、この法律改正は幾つかの法律をまとめて改正する形になっております。そういう意味で、森林保険事業を政府から森林総研に移管することとし、次の措置を講ずるということで、主な法律改正が書いてございますけれども、1つには、森林国営保険法の一部改正ということで、法律の名前を「森林国営保険法」から「国営」を取りまして「森林

保険法」に改めます。また、古い法律でございますので、片仮名で文章が全部書いてあったんですけれども、これを平仮名にいたしました。また、これまで政府が決定しておりました保険料率、つまり幾らの保険料を取って、幾らの保険金をお支払いすることが妥当であるのかというようなことにつきましても、移管先の森林総研、独立行政法人の自主性を発揮するという観点から、森林総研が定めて農林水産大臣に届け出ることとする、こういったような所要の見直しを行うこととしました。

また2つ目、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正でございますけれども、森林総研の目的及び業務の範囲に森林保険に係るものを追加いたしました。また、安定的な保険運営を担保する必要があることから、森林保険の業務に要する費用に充てるために長期借入れをし、または債券を発行すること、これらに係る政府による債務保証を行うことなど、森林総研による森林保険の業務の運営に必要な措置を講ずることとしました。

これは、先ほど申しましたように、保険というのは、例えば、台風が非常に多い年とかであれば多額の保険金を支払わなければなりませんので、その年度としては収支は赤字になります。そういうときのために積立金というのがあるわけでございますけれども、仮にその積立金でも賄えないような多額の保険金を支払わなければならないといったような事態になったときには、そのための長期借入れというものができる。そしてまた、その借入金については政府が債務保証する、そういったような措置を講ずるということでございます。

それから3番目、特別会計に関する法律の一部改正ということで、森林保険特別会計を廃止するというところでございます。

施行の期日でございますが、平成27年4月1日、つまり来年度の初めということでございます。

法律のほうは4月9日に成立をいたしまして、これから約1年をかけまして森林総合研究所のほうに滞りなく円滑に移管をするための様々な準備を進めていくことになってまいりますけれども、そうしたことを行いまして、27年度の当初から森林総合研究所のほうでやっていただくと、そういうような体制にするということでございます。

資料の2枚目でございますけれども、ただいまご説明をしたようなことと同じようなことが書いてございますけれども、下のところに「期待される効果」というところが書いてございます。政府が自ら森林保険を実施しなくなることによる、行政のスリム化を実現すること。あわせて、独立行政法人という特性を生かしまして効率的・効果的な森林保険の業務運営により、サービスの向上等を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

法律の審議の経過でございますけれども、今年の2月28日でございますが、閣議決定をしていただきました。衆議院の農林水産委員会におきまして、3月18日に提案理由の説明を行いました。翌3月26日に農林水産委員会での審議・採決をしていただいたところでございます。翌3月27日は衆議院の本会議にて可決をしていただきました。その後参議院に送られまして、4月3日に参議院の農林水産委員会での提案理由説明、4月8日に農林水産委員会での審議・採決をしていただきまして、翌4月9日、今週の水曜日でございますけれども、参議院本会議にて可決をしていただきまして、成立をしたところでございます。

昭和12年から随分長い間国営でやってきたことでございますけれども、今般こういう形で、今後は独立行政法人森林総合研究所のほうに移管をして、滞りなくまた森林保険業務が進められていくように、私ども林野庁としましてもしっかり取り組んでまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見があればいただきたいと思えます。

先ほど、白書ですとか26年度の施策についてご議論いただいたり部会でもご議論いただきましたが、予算のところは森林総研というのは、実は今、林野関係予算では出てこないんですよ、ご存じのように独立行政法人ということになっておりまして。今回の事業の移管によって森林総合研究所というのは研究本来の業務と育種関係の業務がありましたね、それと水源林造成の行政があります。そして今回のこの森林保険の業務、これはこれで大変大きな組織だなどということは想像がつくかもしれません。

いかがでしょうか、ご質問、ご意見。はい、どうぞ。

○林委員 日ごろ大変お世話になっている国営保険なんですけれども、掛率等が変わるかもという話があるんですけれども、そのほかの保険の内容が大きく変わるようなことがあるんでしょうか。

○岡田会長 お願いします。

○桂川計画課長 ご説明させていただきますが、今のところ、保険の内容あるいは保険料率について、移管を理由としてただいま直ちに変更するというようなことは考えとしてはございません。

閣議決定の中にも一部触れられておりますけれども、現在、積立金がかなり大きく積み上がっておりますので、その規模の妥当性等について検証を行うということとされておまして、

そういったようなことから、将来的には保険料率について検討することも当然あり得ようと思っておりますが、少なくとも現在の段階において、移管を理由として変更するということは考えておりません。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○鮫島委員 この独立行政法人改革などに関する基本的な方針という、これ閣議決定された全体的内容を私はよく存じ上げていなかったんですが、これというのは、今回この森林総研に保険事業を移管するというこのためにこういうことをやられたんですか、それとも、もっと広く今まで政府がいろいろ抱えていたものを独立行政法人にいろいろ任せるべきものが、任せたいほうがスリム化できるということで、その中の一つとして森林総研への森林保険事業というのは移管されたという理解なんですか、どちらなんでしょうか。

○桂川計画課長 これは、この森林総合研究所、森林保険のためだけということではなく、幅広く独立行政法人、特別会計、こうしたものについての様々な改革について検討がなされて、その中の一つということでございます。

○鮫島委員 そうしますと、独立行政法人のいろいろな研究所等がございますけど、そういうところがかなりこういうものを政府から請け負ったという形になったということですね。

○桂川計画課長 すみません、不勉強で申しわけございませんが、今回、独立行政法人の数、もしくは特別会計等についてのいろいろな改革がなされておりますけれども、保険という業務で言いますと、国がこうした直接の保険業務をやっておりましたのは、森林国営保険ただ一つでございましたので、そういう意味で保険業務を独立行政法人に委ねることとしたというのは、これだけでございます。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○澤田委員 実は木材なんたら協会に入っていた、そういう保険のほうは運用に失敗しまして、なんかそういうお達しが来て、私は行ってないんですが、そういうことがあったんですね。例えば運用に失敗された場合、素朴な疑問なんですけど、やはりお金をいろいろなところに投資されたりとかいろいろされるのではないかと思うのですが、その場合はどうなるのでしょうか。一番心配なのは、結局最後まで面倒を見られないというようなことが言われるわけですよ、失敗されると。そのときに、やはり火災とかそういういろいろなことが起こって、そこにちゃんと手が入られない、直せないというようなことも考えられるわけですね。そのときは国が何とか面倒見ましょうということですか。

○岡田会長 お願いします。

○桂川計画課長 ご説明させていただきます。

まず第1に、この森林国営保険でございますが、当然、積立金、皆様の保険料のほうから積み立てられてきたものの運用は、投機的な運用を行うようなことはなく、今は国営保険でございますので、基本的に財投のほうに預けております。また、これが森林総合研究所に移管された後も、当然、元本が確実に保たれるような、そういうような形での運用ということになってまいります。

またもう一つは保険数理の問題でございまして、例えば、例外的に非常に大きな台風が連続的に日本にやってきて、それがなおかつ2年も3年も続くというような事態、余りそう確率としてはないとは思いますが、最近でございますと、平成16年に史上最多の台風10個、日本に上陸しまして、その後17、18、19の3年間で森林国営保険100億円ほどお支払いをしております。そういったようなものが、例えば連続してきたようなときにどうなるかといいますと、先ほど申しましたように積立金で賄えないときは長期借入金をして、それでまた債務を何とか返済して元に戻ることを期待するということになります。もし仮にそれでも非常に厳しいというようなときは、法律上はそのところまで一応想定しておりまして、そのような場合、具体的な方法は書いておりませんが、国が財政上の措置を講じて、この森林保険の支援をするということが記載されておるところでございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、いかがですか。もうよろしいですか。

○鮫島委員 もう一つよろしいですか。多分この機会じゃないともう聞かないと思うので。

これ、何で森林総研なんですかということなんですが、これは多分、保険で被害が出て、それに対して補償するとき、被害の状況を把握して査定をする、その調査をするときに、多分、森林総研の人が、森林総研だとできるんじゃないかということでここに落ちていったのか、今まではこういう査定するって誰がやっていたんですか。

○桂川計画課長 森林の被害の調査の関係でございますけれども、今現在、森林保険は、国に森林保険特別会計があって職員も若干おりますけれども、基本的には都道府県に委託をしております。また、都道府県のほうは森林組合にまた委託をするというような形で、実際には、森林組合のほうで調査をされるようなことが多いかと思っております。

○鮫島委員 今度移管されても、そのやり方は基本的に変わらないということですか。

○桂川計画課長 移管された後は、スリム化を図るという観点もございまして、今、国と都道府県がやっている業務をあわせて独立行政法人に担っていただきまして、独法と森林組合系統、

この間をダイレクトに結ぶような形での業務運営を考えております。

○鮫島委員 そうすると、業務も簡素化というか整理されるということなんですね。わかりました。

○岡田会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

その他の項目なんですが、各委員からございますでしょうか。

もしなければ、本日の審議会は以上をもって閉会とさせていただきたいと思います。

委員の各位には長時間にわたりまして、今日も非常に熱心なご審議をいただきました。心より御礼を申し上げます。

次回の審議会につきまして、事務局から連絡がございます。

○漆原林政課長 次回の林政審議会でございますけれども、9月頃の開催を予定しております。議題につきましては、「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」についてご審議をいただければと考えております。

開催日程につきましては、委員の皆様方と後日調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

午後2時49分 閉会